

広島県学校・家庭・地域連携協力推進事業県費補助金交付要綱

1 趣 旨

県は、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かし、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、市町等が行う学校・家庭・地域連携協力推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和 48 年広島県規則第 91 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 補助対象事業

この補助金の対象事業は、広島県学校・家庭・地域連携協力推進県費補助事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）に基づき市町が行う事業のうち、県が補助対象と認める事業とする。

3 交付の対象

この補助金の補助事業の内容、補助事業対象経費及び補助額は、次表に掲げるとおりとする。ただし、算定された補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

補助事業の内容	補助事業対象経費	補助額
次に掲げる事業のいずれか又は全てを実施するものとし、各事業の実施について必要な事項は、事業実施要領に定めるところによる。 (1) 地域と学校の連携・協働体制構築事業 (2) 地域における家庭教育支援基盤構築事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、保険料等）及び使用料及び賃借料並びに備品購入費及び委託料（備品購入費及び委託料は地域と学校の連携・協働体制構築事業に限る。）とし、節ごとの取扱いについては、事業実施要領に定めるところによる。	補助事業対象経費の 2/3 (1,000 円未満切捨て)

4 交付の申請

- (1) 規則第 3 条第 1 項の規定による補助金交付申請書の様式は様式第 1 号のとおりとし、その提出期限は、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定めるものとする。
- (2) 規則第 3 条第 1 項第 4 号の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - ア 事業実施計画書（様式第 2 号－ 1 ～ 2）
 - イ 事業実施計算書（様式第 3 号－ 1 ～ 9）
 - ウ その他教育長が必要と認める書類

5 交付の条件

- (1) 規則第 5 条第 1 項の規定により附する条件は、次のとおりとする。
 - ア この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、補助事業内容変更承認申請書（様式第 4 号）に関係書類を添えて、毎年度 12 月末までに提出し、教育長の承認を受けること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (ア) 地域と学校の連携・協働体制構築事業の経費区分ごとの補助事業対象経費総額の配分

を変更する場合において、次のいずれにも該当するとき。

a 交付決定額に変更を生じないとき。

b 次のいずれかに該当するとき。

(a) 変更元の経費区分の補助事業対象経費総額又は変更先の経費区分の補助事業対象経費総額のいずれか低い額において、20 パーセント以内で変更するとき。

(b) 50 万円以内で変更するとき。

(イ) 補助事業の内容を変更する場合において、補助事業対象経費総額（地域と学校の連携・協働体制構築事業にあっては、経費区分ごとの補助事業対象経費総額）に変更を生じないとき。

イ 補助事業となる要件を欠くこととなる場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を提出し、教育長の承認を受けること。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに教育長に報告し、その指示を受けること。

(2) 補助事業内容変更承認申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

ア 事業実施計画書（様式第 2 号－1～2）

イ 事業実施計算書（様式第 3 号－1～9）

6 申請の取下げ

規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第 6 条の通知を受領した日から起算して 10 日以内とする。

7 実績報告

(1) 規則第 12 条の規定による補助事業実績報告書の様式は別記様式第 6 号のとおりとし、その提出期限は、当該事業の完了した日若しくは当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに教育長に提出するものとする。

(2) 規則第 12 条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする（ウは概算払を受けた場合のみ添付）。

ア 事業実績報告書（様式第 7 号－1～2）

イ 事業実績計算書（様式第 8 号－1～9）

ウ 概算払精算書（様式第 9 号）

8 交付の特例

規則第 16 条第 2 項の規定による補助金概算払交付請求書の様式は別記様式第 10 号のとおりとし、その提出期限は教育長が別に定めるものとする。

9 帳簿等の保存期間

規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該事業の完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 24 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 5 月22日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 5 月 9 日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月29日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月19日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月22日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。